（前のページより続き）

○平成十七年国土交通省告示第三百八十四号の一部を改正する件
（同四四二）

○平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件
（同四四三）

○平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件
（同四四四）

○平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する件
（同四四五）

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十一号の一部を改正する件
（同四四六）

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十二号の一部を改正する件
（同四四七）

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十三号の一部を改正する件
（同四四八）

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件
（同四四九）

○平成二十三年国土交通省告示第千二百八十九号の一部を改正する件
（同四五〇）

○平成二十三年国土交通省告示第千二百九十号の一部を改正する件
（同四五一）

○平成二十三年国土交通省告示第千二百九十一号の一部を改正する件
（同四五二）

○平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号の一部を改正する件
（同四五三）

○平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を改正する件
（同四五四）

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を改正する件
（同四五五）

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件
（同四五六）

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の一部を改正する件
（同四五七）

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件
（同四五八）

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件
（同四五九）

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

2　外務公務員の研修員手当の支給額を改定することとした。（別表第三関係）

3　この法律は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第四号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　法人税割の課税標準である法人税額について、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした。（第二三条及び第二九二条関係）

㈡　マンション敷地売却組合について収益事業課税とする等所要の措置を講ずることとした。（第二四条及び第二九四条関係）

㈢　給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした。（第三二条及び第三一三条関係）

㈣　所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得四、〇〇〇万円超の場合は一〇〇分の四五とすることとした。（第三七条の二、第三一四条の七及び附則第五条の六関係）

㈤　法人税割の税率について、以下の措置を講ずることとした。（第五一条及び第三一四条の四関係）

(1)　標準税率については、道府県民税一〇〇分の三・二（改正前一〇〇分の五）、市町村民税一〇〇分の九・七（改正前一〇〇分の一二・三）とすることとした。

(2)　標準税率を超える税率で課する場合においても、道府県民税一〇〇分の四・二（改正前一〇〇分の六）、市町村民税一〇〇分の一二・一（改正前一〇〇分の一四・七）を超えることができないこととした。

㈥　地方法人税の創設に伴い、外国税額控除の適用対象に、地方法人税を加える等所要の措置を講ずることとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

㈦　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした。（附則第三条の二の四関係）

㈧　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長することとした。（附則第四条関係）

㈨　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長することとした。（附則第四条の二関係）

㈩　肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（附則第六条関係）

(二)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第八条関係）